

年末年始休みのお知らせ

が休み

業務・施設	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1/1 (金・祝)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)
市役所 ※1									
小中学校 (学校閉庁日) ※2									
各公民館等・体育施設 ※3									
市民文化会館									
柳川古文書館									
水の郷、サンブリッジ、まほろばやまと ※4									
図書館 (全館) ※5									
歴史民俗資料館 (北原白秋記念館)									
可燃ごみの収集									
不燃ごみの収集 ※6									
資源物の収集									
クリーンセンター、橋本処分場									
柳川清掃センター (三橋町久末) ※7									
し尿のくみ取り、浄化槽清掃									
柳川よかもん館 ※8									
コミュニティバス「べにばな号」									
有峰苑みやま柳川 (火葬場)									
市シルバー人材センター									
柳川・みやま消費生活センター									

- ※1 市役所=婚姻届・死亡届などは休み中でも市役所全庁舎で受け付け
- ※2 小中学校=12月28日、1月4、5日の連絡は学校教育課教務係 (☎77・8863) まで
- ※3 各公民館等=大和生涯学習センター、三橋生涯学習センター、各校区公民館・コミュニティセンター、ふれあい自然の家、旧戸島家住宅
各体育施設=市民体育館 (テニスコート、弓道場含む)、市民有明総合グラウンド、市民武道場、市民三橋体育センター、市民三橋グラウンド、市民三橋テニスコート、市民三橋武道場、大和B&G海洋センター体育館、市民大和グラウンド、市民大和テニスコート、市民大和ゲートボール場、市民中島武道場
- ※4 水の郷=1月2、3日のみ温泉「南風」は営業 (午前10時~午後5時)
- ※5 図書館=1月5日は三橋図書館休館
- ※6 ごみの収集=1月1日の不燃ごみの収集と2日の資源物の収集は、9日に振り替えて収集
- ※7 柳川清掃センター=12月30日は午前8時30分から正午まで営業
- ※8 柳川よかもん館=12月30日は午前9時から午後5時まで営業。1月2、3日は営業時間を短縮 (午前10時~午後4時)

消費生活センター

電話勧誘を断るときは「はっきり」とした言葉で

今回は、年末によくある電話勧誘の事例です。あいまいな言葉は使わず、はっきり断るようにしましょう。

【事例】

産地直送業者から電話があり、カニや数の子を勧められた。その時は断ったと思っていたが、後日商品が届いた。

【アドバイス】

年末にかけて、事例のような海産物の電話勧誘によるトラブルが例年発生しています。断るときは、「いいです」「結構です」というあいまいな言葉を避け、「いいありません」「必要ありません」「お断りします」などはっきりと断るようにしましょう。

断ったにもかかわらず商品が届いたときは、宅配業

者に事情を話し、受け取りを拒否してください。また、伝票に記載された送り主の名前と連絡先をメモして、消費生活センターに相談してください。

断りきれずに契約してしまった、事例のような電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフできます。

【問】柳川・みやま消費生活センター (市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時~午後4時30分、☎76・1004)



消費者庁イラスト集より



人口減少による少子高齢化の進展で、全国的に空き家や空き地が増えています。今年度、市に届いた空き家などに関する苦情件数は、10月末時点で44件 (昨年同時期より22件増)。老朽化による屋根や壁の崩落、雑草の繁茂、湿気によるカビの発生など、管理されていないことが苦情の原因です。近くの人や通行している人に被害が出た場合、所有者や管理者に損害賠償を請求されることがあります。

そうなる前に、正月やお盆などで家族がそろったときは、家や土地の将来について話し合い、権利関係を整理しておきましょう。市は、空き家の相談を受け付けています。気軽に利用してください。

□ 空家相談

空家所有者の調査や除去するときの補助金の紹介、シルバー人材センターによる空家管理業務の紹介など

□ まちづくり出前講座

空き家の現状と対策などについて、45分程度の出前講座を実施

県空き家活用サポートセンター

県は、空き家になる建物を減らそうと、「空き家活用サポートセンター」を新たに開設しています。空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。相談料は無料です。

● 相談電話番号

092・726・6210

● 窓口での相談

アクロス福岡3階 (二財) 県建築住宅センター内 (福岡市中央区天神)

【問】市生活環境課環境係 (☎77・8485)

空き家に関する苦情は年々増加、年末年始に家族で話し合いを

空き家・空き地は事前に対策を

若い人のマイホームの夢を支援

年内に住宅を取得した人は3月までに申請を

住宅を取得したら

「U-45 マイホーム取得支援事業」

45歳以下の人で市内に新しく住宅を建てた人や、住宅を購入した人には、申請すればやなば加盟店で使える5万円分の商品券をプレゼントします。来年1月1日までに住宅を取得した人は、3月までに申請が必要です。早めに申請してください。申請方法や必要書類などは、市公式サイトで確認してください。



マイホーム取得支援

市内で住居を探すなら「住まえるバンク」

市は、登録された中古住宅を市公式サイトで公開して、住まい探しを支援する「住まえるバンク」を実施しています。戸建てがいいけど、新築は高いと考えている人は、ぜひ市公式サイトで登録物件をご覧ください。

登録物件の中で条件に合う物件がないときは、不動



産事業者11社へ物件を照会できる「希望物件リクエスト申請」を活用してください。

また、住まえるバンクでは、売却や賃貸を検討している中古物件も随時募集しています。

【問】市企画課総合戦略推進係 (☎77・8179)



住まえるバンク